



# 山形県公報

平成23年5月27日(金)  
第2246号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……501

### 告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………(税 政 課) ……506
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……508
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定介護老人福祉施設の指定……………( 同 ) ……509
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……510
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……同
- 民有保安林の指定の予定……………(森 林 課) ……511
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……512
- 同……………( 同 ) ……同
- 建築士法の規定による都道府県指定登録機関の指定……………(建築住宅課) ……同
- 建築士法の規定による指定事務所登録機関の指定……………( 同 ) ……513
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(総務厚生課) ……514
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……517
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警 察 本 部) ……521

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第31号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)及び」を削り、「二級建築士・木造建築士登録事項変更届」を「二級建築士・木造建築士登録事項変更届(免許証(免許証明書)書換え交付申請書)」に改め、同条第2項中「免許証明書」を「二級建築士免許証明書若しく

は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に、「免許証の」を「当該届出と併せて、免許証又は免許証明書を添えて、免許証の」に改める。

別記様式第1号中

手数料欄  
(県証紙)  
消印しないでください。

を削り、

写真  
縦4.5cm、横3.5cmの  
写真の裏面に氏名及び  
撮影年月日を記入  
して貼付けてくださ  
い。

を

写真  
縦4.5センチメートル、  
横3.5センチメートル  
の写真の裏面に氏  
名及び撮影年月日  
を記入して貼付し  
てください。  
貼付した写真は免許  
証（免許証明書）に  
転写されます。

に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第2号の2を次のように改める。  
様式第2号

(表)

| 二級建築士免許証                                                                                                                                |        |                                                                                                                                                                                                |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (氏名)                                                                                                                                    | 年 月 日生 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">縦 3センチメートル<br/>横 2.4センチメートル</p> </div> |  |
| 二級建築士 登録番号                                                                                                                              | 第 号    |                                                                                                                                                                                                |  |
| 登録年月日                                                                                                                                   | 年 月 日  |                                                                                                                                                                                                |  |
| <p>建築士法（昭和25年法律第202号）により二級建築士の免許を与えたことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 氏 名 印</p> |        |                                                                                                                                                                                                |  |

縦 5.4センチメートル  
横 8.5センチメートル

(裏)

| 講習受講履歴 |       |       |
|--------|-------|-------|
| 講習の種別  | 修了年月日 | 修了証番号 |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |

様式第2号の2

(表)

| 木造建築士免許証                                  |        |  |                                   |
|-------------------------------------------|--------|--|-----------------------------------|
| (氏 名)                                     | 年 月 日生 |  | 写 真<br>縦 3センチメートル<br>横 2.4センチメートル |
| 木造建築士 登録番号                                | 第 号    |  |                                   |
| 登録年月日                                     | 年 月 日  |  |                                   |
| 建築士法（昭和25年法律第202号）により木造建築士の免許を与えたことを証します。 |        |  |                                   |
| 年 月 日                                     |        |  |                                   |
| 山形県知事 氏 名 印                               |        |  |                                   |

縦 5.4センチメートル

横 8.5センチメートル

(裏)

| 講習受講履歴 |       |       |
|--------|-------|-------|
| 講習の種別  | 修了年月日 | 修了証番号 |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |
|        |       |       |

別記様式第3号中「<sup>二級建築士</sup>登録事項変更届」を「<sup>二級建築士</sup>登録事項変更届（免許証（免許証明書）書換え  
木造建築士」木造建築士  
交付申請書）」に、「届けます。」を「届けます。（併せて免許証（免許証明書）を書換え交付されるよう申請しま  
す。）」に、

|                |  |
|----------------|--|
| ふ り が な<br>氏 名 |  |
| ふ り が な<br>氏 名 |  |

を

|                |       |     |  |                                                                                                                       |
|----------------|-------|-----|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふ り が な<br>氏 名 |       |     |  | 写 真<br>縦4.5センチメー<br>トル、横3.5センチメー<br>トルの写真の裏面に<br>氏名及び撮影年月日<br>を記入して貼付して<br>ください。<br>貼付した写真は免許<br>証（免許証明書）に転<br>写されます。 |
| 生 年 月 日        | 年 月 日 | 性 別 |  |                                                                                                                       |
| ふ り が な<br>氏 名 |       |     |  |                                                                                                                       |
| 生 年 月 日        | 年 月 日 | 性 別 |  |                                                                                                                       |

に改

め、同様式の注書を次のように改める。

- (注) 1 ※印欄は、記入しないこと。  
2 戸籍謄（抄）本を添付すること。書換え交付を申請する場合は、併せて免許証（免許証明書）を添付すること。

別記様式第4号中

|         |      |       |       |
|---------|------|-------|-------|
| 氏 名     |      |       |       |
| 本 籍     |      |       |       |
| 現 住 所   | 郵便番号 | 電話番号  | ( )   |
| 登 録 番 号 | 第 号  | 登録年月日 | 年 月 日 |

を

|         |      |          |                                                                                           |
|---------|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏 名     |      |          | 写 真<br>縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼付してください。<br>貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。 |
| 現 住 所   | 郵便番号 | 電話番号 ( ) |                                                                                           |
| 登 録 番 号 | 第 号  | 登録年月日    |                                                                                           |

に改

める。

別記様式第11号中

|      |           |
|------|-----------|
| ※受付欄 | 手数料欄（県証紙） |
|      |           |

を

|      |
|------|
| ※受付欄 |
|      |

に改

め、同様式の注書第3項を削る。

附 則

- この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第2号による二級建築士免許証又は別記様式第2号の2による木造建築士免許証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の別記様式第2号による二級建築士免許証又は別記様式第2号の2による木造建築士免許証とみなす。

## 告 示

### 山形県告示第473号

平成23年 4月県告示第344号（災害等による県税の納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、青森県又は茨城県に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税並びに地方消費税の納税者に係るものを除く。）は、その期限が平成23年 3月11日から同年 6月29日までに到来するものについて、同月30日とする。

平成23年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第474号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成23年 5月19日次のとおり通知があった。

平成23年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

#### 2 期 間

平成23年 6月 7日以降事件解決の日まで

#### 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町 9 番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番 1 号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番 3 号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東 4 番地 9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番 3 号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鑑31番 3 号

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目 5 番23号

医療法人健友会

介護老人保健施設ひだまり

同

医療法人健友会

酒田市地域包括支援センターなかまち

同

|                                           |   |                   |
|-------------------------------------------|---|-------------------|
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                         | 同 | 中町三丁目4番12号        |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき                 | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援事業所                  | 同 | 中町三丁目5番23号        |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」               | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 医療法人山容会<br>山容病院                           | 同 | 高砂二丁目1番64号        |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院            | 同 | あきほ町30番地          |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター    | 同 | 千石町二丁目3番20号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                   |   | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院                | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                      | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所               |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス            |   | 山形市旅籠町一丁目7番23号    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                     | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ホームヘルパーステーション             | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき               | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実               | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>適合高齢者専用賃貸住宅（介護付）グランドホームはたごまち | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック                  | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                       | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                       | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                     |   | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                    |   | 山形市桜町2番75号        |
| 社会医療法人二本松会<br>上山病院                        |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |

#### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第475号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.75パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年4月13日から適用する。
- 平成23年4月13日前に借入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名        | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類  | 指定年月日      |
|---------------------------|---------------------------------------------|----------|------------|
| 社会福祉法人たいよう福祉会             | 短期入所生活介護事業所 ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号        | 短期入所生活介護 | 平成23. 4. 1 |
| 株式会社東北福祉サービス              | 宅老所 じんまち<br>東根市神町西三丁目4番62号                  | 通所介護     | 同 4. 7     |
| 社会福祉法人尾花沢福祉会              | 特別養護老人ホームよつば荘<br>尾花沢市大字荻袋字西荻原1287番20        | 短期入所生活介護 | 同 4. 11    |
| 社会福祉法人尾花沢福祉会              | デイサービスセンター よつば荘<br>尾花沢市大字荻袋字西荻原1287番20      | 通所介護     | 同          |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会 | 特別養護老人ホーム 山静寿<br>山形市大字沼木字下河原1133番地1         | 短期入所生活介護 | 同          |
| 特定非営利活動法人あっとほ<br>一む太陽     | デイサービスあっとほ一む太陽なかやま<br>ハウス<br>東村山郡中山町いずみ104番 | 通所介護     | 同 4. 22    |
| 株式会社陽だまり嶋                 | 訪問看護ステーション 陽だまり嶋<br>山形市嶋南二丁目2番7号            | 訪問看護     | 同 4. 25    |
| 株式会社ひいらぎ                  | 通所介護ひいらぎ<br>山形市西田三丁目16番32号 NEO SKY 西田       | 通所介護     | 同 5. 10    |

## 山形県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------|---------------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社みずき        | みずき介護サービス 居宅介護事業所<br>寒河江市大字寒河江字石田32番地の<br>2 | 居宅介護支援  | 平成23. 4. 21 |



## 山形県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護老人福祉施設の<br>開設者の名称     | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日      |
|---------------------------|---------------------------------------|----------|------------|
| 社会福祉法人たいよう福祉会             | 特別養護老人ホーム ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号    | 介護老人福祉施設 | 平成23. 4. 1 |
| 社会福祉法人尾花沢福祉会              | 特別養護老人ホーム よつば荘<br>尾花沢市大字荻袋字西荻原1287番20 | 介護老人福祉施設 | 同 4.11     |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会 | 特別養護老人ホーム 山静寿<br>山形市大字沼木下河原1133番地1    | 介護老人福祉施設 | 同          |

## 山形県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                                 | サービスの種類          | 指定年月日      |
|---------------------------|---------------------------------------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人たいよう福祉会             | 短期入所生活介護事業所 ソーレ東根<br>東根市温泉町二丁目5番3-5号        | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 平成23. 4. 1 |
| 社会福祉法人尾花沢福祉会              | 特別養護老人ホームよつば荘<br>尾花沢市大字荻袋字西荻原1287番20        | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 同 4.11     |
| 社会福祉法人尾花沢福祉会              | デイサービスセンター よつば荘<br>尾花沢市大字荻袋字西荻原1287番20      | 介護予防通所介護         | 同          |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>支部山形県済生会 | 特別養護老人ホーム 山静寿<br>山形市大字沼木字下河原1133番地1         | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 同          |
| 特定非営利活動法人あっと<br>ほーむ太陽     | デイサービスあっとほーむ太陽なかやま<br>ハウス<br>東村山郡中山町いずみ104番 | 介護予防通所介護         | 同 4.22     |
| 株式会社陽だまり嶋                 | 訪問看護ステーション 陽だまり嶋<br>山形市嶋南二丁目2番7号            | 介護予防訪問看護         | 同 4.25     |
| 株式会社ひいらぎ                  | 通所介護ひいらぎ<br>山形市西田三丁目16番32号 NEO SKY 西田       | 介護予防通所介護         | 同 5.10     |

## 山形県告示第480号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                   | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------|------------|
| 社会福祉法人清流会<br>最上郡戸沢村大字蔵岡2759番地    | 一体型指定共同生活援助事業所ス<br>テップ<br>最上郡戸沢村大字蔵岡2905番地の24 | 共同生活介護          | 平成23. 5.16 |

## 山形県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                 |
|----------|---------|---------------------|
| 理 事      | 田 澤 伸 一 | 東田川郡庄内町狩川字東興野22番地   |
| 同        | 太 田 勇 市 | 同 字荒鍋29番地 1         |
| 同        | 國 井 和 雄 | 同 返吉字大上51番地         |
| 同        | 太 田 平   | 同 廻館字館舎171番地 1      |
| 同        | 石 川 喜 好 | 同 堀野字中堀野68番地        |
| 同        | 齋 藤 秀 基 | 同 吉岡字上南25番地         |
| 同        | 阿 部 勉   | 同 千河原字前野117番地       |
| 同        | 佐 藤 平   | 同 余目字町146番地         |
| 同        | 佐 藤 彰 一 | 同 深川字沼田30番地         |
| 同        | 齋 藤 重 幸 | 同 酒田市門田字寿福162番地     |
| 同        | 大 沼 恒 司 | 同 鶴岡市長沼字宮前156番地     |
| 監 事      | 土 田 宇 一 | 東田川郡庄内町小出新田字芋畑割41番地 |
| 同        | 阿 部 勝 吉 | 同 廿六木字三ツ車57番地       |
| 同        | 山 澤 善 一 | 同 狩川字楯下84番地         |

## 山形県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 田 澤 伸 一 | 東田川郡庄内町狩川字東興野22番地 |
| 同        | 太 田 勇 市 | 同 字荒鍋29番地         |

|    |      |   |                    |
|----|------|---|--------------------|
| 同  | 國井和雄 | 同 | 返吉字大上51番地          |
| 同  | 太田平  | 同 | 廻館字館舎171番地1        |
| 同  | 齋藤英俊 | 同 | 常万字常岡41番地          |
| 同  | 齋藤秀基 | 同 | 吉岡字上南25番地          |
| 同  | 佐藤平  | 同 | 余目字町146番地          |
| 同  | 阿部勉  | 同 | 千河原字前野117番地        |
| 同  | 佐藤彰一 | 同 | 深川字沼田30番地          |
| 同  | 古畑與輝 | 同 | 酒田市新堀字豊森25番地       |
| 同  | 大沼恒司 | 同 | 鶴岡市長沼字宮前156番地      |
| 監事 | 阿部勝吉 | 同 | 東田川郡庄内町廿六木字三ツ車57番地 |
| 同  | 山澤善一 | 同 | 狩川字楯下84番地          |
| 同  | 相馬健  | 同 | 中野字前割17番地          |

## 山形県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成23年5月27日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飽海郡遊佐町大字菅里字菅野325-1、327-1、341-1、354-1、394、402-1、402-2、405-1、405-2、408、420、431、432、434、字菅野南山53、67、136、139、143、150、153、162、164、166、170-1、175、179、180、182
  - 2 保安林指定の目的  
飛砂の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第484号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年5月27日から同年6月9日まで縦覧に供する。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉庭時田糠野目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|----------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 米沢市窪田町矢野目字赤田800番57から<br>同 字古屋敷3684番1まで | 旧    | 18.5 <small>メートル</small><br>}<br>9.8  | <small>メートル</small><br>440 |
| 同 上                                    | 新    | 18.5 <small>メートル</small><br>}<br>13.5 | 同 上                        |

**山形県告示第485号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年5月27日から同年6月9日まで縦覧に供する。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                          |
|-------------------------------------|------|---------------------------------------|------------------------------|
| 南陽市金山字八幡前5130番1から<br>同 字明神前5397番1まで | 旧    | 23.8 <small>メートル</small><br>}<br>6.2  | <small>メートル</small><br>958   |
| 同 上                                 | 新    | 25.0 <small>メートル</small><br>}<br>6.2  | 同 上                          |
| 同 上                                 |      | 25.0 <small>メートル</small><br>}<br>18.5 | <small>メートル</small><br>1,005 |

**山形県告示第486号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定により、都道府県指定登録機関を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都道府県指定登録機関の名称及び住所  
社団法人山形県建築士会  
山形市城北町一丁目12番26号
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地  
山形市城北町一丁目12番26号
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日  
平成23年7月1日

**山形県告示第487号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により、指定事務所登録機関を次のとおり指定した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所  
社団法人山形県建築士事務所協会  
山形市松波四丁目1番15号
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地  
山形市松波四丁目1番15号
- 3 事務所登録等事務の開始の日  
平成23年7月1日

**山形県告示第488号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年11月5日 指令村総建第5027号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市中央三丁目396番1、396番2、396番3、410番2、410番7、410番8、411番、411番1、412番、413番、413番1、413番2、414番1、414番4、414番5、1285番3、1285番4、413番1地先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字東根甲1390番地の1  
東根市農業協同組合 代表理事 高橋榮基

**山形県告示第489号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年2月8日 指令村総建第5039号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
第2工区  
西村山郡西川町大字海味字アソウ601-1、601-2、601-3、605-2、606-1、606-2、614-1、615、617-1、618-2の一部、629の一部、630-1の一部、630-3、632-3の一部、632-5、632-6、632-7、632-8の一部、632-9、1057-2、1226、1227-1、1230-1の一部、1230-2、1231-1の一部、1231-2、1232の一部、1233-1の一部、1233-2の一部、1235の一部、1235-1の一部、1235-2の一部、1236の一部、1238-1の一部、1239-1の一部、1240-1の一部、1242、1243、1244、1245、1245-1、1247-1、1248、1249-1、1250-1、1250-2、1255の一部、1256の一部、1257の一部、1258の一部、1263の一部、1264の一部、1265、1266の一部、629地先  
西村山郡西川町大字海味字二本松1284、1286-1、1287-1、1287-2、1298-1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
西村山郡西川町大字海味510番地  
西川町長 小川 一博

**山形県告示第490号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号

平成23年 3月 4日 指令村総建第5044号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西村山郡河北町谷地字東659番、660番、661番、662番、663番1、663番2、667番1、675番5、676番3、677番2、678番2、679番2、680番、681番、682番、683番、684番1、684番2、684番3、685番、704番1の一部、704番2、704番4の一部、704番5の一部、661番地先、667番1地先、685番地先、704番5地先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

西村山郡河北町谷地字東667番地1  
社会福祉法人河北福祉会 理事 工藤亮輔

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県給与等システムに係る汎用機移行検証業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1番 電話番号023(630)3337

3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年 5月 6日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号

5 随意契約に係る契約金額 36,592,500円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び関係総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに関係市役所において平成23年9月27日まで縦覧に供する。

平成23年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ショッピングセンター  
天童市楯ノ町土地区画整理事業地内17街区3番外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社アーツフィールド  | 東根市神町東二丁目3番3号          | 相 澤 秀 幸 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社アーツフィールド  | 東根市神町東二丁目3番3号          | 相 澤 秀 幸 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日

平成23年4月28日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年9月27日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄ショッピングセンター

新庄市五日町字清水川1291番2外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 宮 地 邦 明 |

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株 式 会 社 キ ン グ   | 東根市温泉町一丁目2番18号         | 猪 股 昭 男 |
| 株 式 会 社 大 創 産 業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社ハムシステム庄内    | 酒田市大町8番34号             | 佐 藤 公 俊 |
| 株 式 会 社 コ ナ カ   | 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号   | 湖 中 謙 介 |
| 株式会社エイアンドシー     | 山形市西田五丁目26番1号          | 高 橋 国 夫 |
| 有 限 会 社 プ ロ ー ド | 村山市楯岡笛田一丁目15番29号       | 高 橋 一 則 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 宮 地 邦 明 |
| 株 式 会 社 キ ン グ   | 東根市温泉町一丁目2番18号         | 猪 股 栄 子 |
| 株 式 会 社 大 創 産 業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 丈 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ   | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社ハムシステム庄内    | 酒田市大町8番34号             | 佐 藤 公 俊 |
| 株 式 会 社 コ ナ カ   | 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号   | 湖 中 謙 介 |
| 株式会社エイアンドシー     | 山形市西田五丁目26番1号          | 高 橋 国 夫 |
| 有 限 会 社 プ ロ ー ド | 村山市楯岡笛田一丁目15番29号       | 高 橋 一 則 |

(3) 変更年月日

平成22年5月18日

(4) 届出年月日



平成23年4月28日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年9月27日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地              | 規    | 格                             | 公募戸数 | 区分                | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |
|---------------|------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|               |                  |      |                               |      |                   | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート2号  | 山形市鈴川町三丁目18-51   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル | 1    | 一般用               | 12,200          | 14,100                     | 16,100                     | 17,300                     | 17,300 | 3月分の家賃に相当する額               |                            |
| 同 3号          | 同 17-25          | 同    | 44.4                          | 1    | 同                 | 12,000          | 13,900                     | 15,900                     | 17,800                     | 17,800 |                            |                            |
| 同 五十鈴アパート1号   | 同 大野目二丁目2-52     | 同    | 51.2                          | 2    | 同                 | 14,700          | 17,000                     | 19,500                     | 22,000                     | 23,800 |                            |                            |
| 同 深町アパート3号    | 同 深町一丁目7-27      | 3DK  | 62.6                          | 1    | 同                 | 22,300          | 25,700                     | 29,400                     | 33,200                     | 37,900 |                            |                            |
| 同 きたまたちアパート3号 | 同 桜町三丁目2-9       | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 25,300          | 29,200                     | 33,300                     | 37,600                     | 43,000 |                            |                            |
| 同 あたごアパート     | 同 小白川町五丁目27-15   | 3LDK | 71.9                          | 2    | 同                 | 28,600          | 33,000                     | 37,800                     | 42,600                     | 48,700 |                            |                            |
| 同 東山住宅        | 同 大字十字6106       | 2DK  | 61.5                          | 1    | 特定目的用<br>(身障者用)   | 24,400          | 28,200                     | 32,200                     | 36,400                     | 41,500 | 单身可                        |                            |
| 同 長清水アパート2号   | 上山市長清水一丁目10-12   | 3DK  | 69.4                          | 1    | 一般用               | 22,300          | 25,700                     | 29,400                     | 33,200                     | 37,900 |                            |                            |
| 同 長岡アパート4号    | 天童市中里一丁目2-4      | 同    | 70.6                          | 1    | 同                 | 26,100          | 30,100                     | 34,500                     | 38,900                     | 44,400 |                            |                            |
| 同 天童駅南アパート2号  | 同 田鶴町四丁目18-22    | 同    | 66.5                          | 1    | 同                 | 22,700          | 26,200                     | 29,900                     | 33,700                     | 38,600 |                            |                            |
| 同 天童南部アパート1号  | 同 南町三丁目18-1      | 3LDK | 79.9                          | 1    | 同                 | 29,100          | 33,600                     | 38,500                     | 43,400                     | 49,600 |                            |                            |
| 同 2号          | 同 18-2           | 同    | 79.9                          | 1    | 同                 | 29,100          | 33,600                     | 38,500                     | 43,400                     | 49,600 |                            |                            |
| 同 中原アパート2号    | 東村山郡中山町大字長崎881-2 | 2DK  | 53.4                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢身障者用) | 17,400          | 20,100                     | 23,000                     | 25,900                     | 29,600 | 单身可                        |                            |
| 同 南寒河江アパート1号  | 寒河江市大字高屋字西浦100-5 | 3DK  | 62.6                          | 1    | 一般用               | 17,400          | 20,100                     | 23,000                     | 25,900                     | 29,600 |                            |                            |

|                  |                 |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |  |
|------------------|-----------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| 同 東根中央ア<br>パート2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2 | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,700 | 32,800 | 37,900 |  |  |
|                  |                 |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |  |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年6月2日から同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は、平成23年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成23年8月1日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」(900枚入り) 227箱(予定数量)  
運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」(2,000枚分入り) 102箱(予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム  
代表取締役 荒木進  
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
「運転免許証作成用カードベース」 518,805円(1箱当たり)  
「運転免許証作成用インクリボン」 147,000円(1箱当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

平成23年 5月27日印刷  
平成23年 5月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056